

○富津市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

令和5年3月28日告示第56号

富津市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者を、公正かつ適正に選定するため、富津市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 企画政策部長
- (4) 市民部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 建設経済部長
- (7) 教育部長

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 第1項の委員のうち、指定管理者の候補者の選定に係る審査に付された団体の関係者は、候補者の選定及び審査に関与することができない。この場合において、委員長以外の委員については、委員長があらかじめ指名する者をもって職務を代理させるものとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開しない。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。